

後退用地の所有権移転登記に必要な書類について

■寄附申込書（※）

岡崎市へ不動産の寄附を申し込む書類です。土地所有者様が自署により住所、氏名、電話番号（日中連絡の取りやすい番号）を記入してください。

自署によらない場合は実印を押印し、印鑑証明書（写し可）を添付してください。

■登記原因証明情報及び登記承諾書（※）

法務局へ登記するための書類です。『寄附申込書』と同様に記入し、実印を押印してください。

なお、後退用地がまだ分筆されていない場合は、地積測量図等の測量図面を添付し、承諾書と図面の間に実印にて割印を押印してください。

■印鑑証明書

所有者様の印鑑証明書が合計 1 通（原本）必要になります。複数の名義で土地をお持ちの場合は、名義人全員の印鑑証明書が必要になります。

なお、土地の登記簿謄本に記載されている住所と印鑑証明書の住所が違う場合は、住所の連続性のわかる資料が必要となる場合があります。詳しくは、下記担当か司法書士等の専門家へお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら下記担当へお問い合わせください。

（※）…日付は職員が記入しますので、空欄のままご提出ください。

岡崎市 住環境政策課 狭あい道路整備係
TEL 23-6848